

# 名古屋市認可保育所の民間参入は待機児童ゼロへの福音となるか

平成二十七年四月から、社会福祉法人に限定されていた名古屋市の認可保育所運営団体の対象が拡大する。これに伴い、新たに株式会社による保育所九カ所が参入。待機児童ゼロ継続への期待が寄せられる一方、営利企業の参入には反発の声もある。

平成二十七年四月から、名古屋市の認可保育所に株式会社が参入する。

もともと認可保育所の運営団体は社会福祉法人に限定されていたが、十二年に国がその制限を撤廃。その時点で名古屋市の待機児童は問題化しておらず、社会福祉法人からの希望もあつて枠を広げずに来たという経緯がある。

しかし二十二年になると待機児童が増え、入所希望者のさらなる増加が予想されるようになった。当時名古屋の待機児童問題は顕在化前だったが、リーマンショックに伴い共働き世帯の需要が拡大。横浜市や川崎市ではすでに入所希望者が増加しており、名古屋市も二十三～二十五年の三年間で待機児童の数は一〇倍以上になるという試算だった。

二十三年四月一日、ついに名古屋

市の待機児童数は全国一位に。翌年も変わらずワーストとなり、河村たかし名古屋市長が待機児童ゼロへとマニフェストを打ち出すなど話題となった。

他方で、名古屋市は有識者による保育施策検討会議などで議論を重ねていた。社会福祉法人による実績を一定評価して従来の方針を踏襲すべきとしつつ、今後も待機児童が増加するならば株式会社参入もやむなしとの見解が示されたのが二十三年十月だった。

## 営利企業参入へ

認可保育所は原則として社会福祉法人が運営する。その名古屋市ルールが大きく変わった背景には、運営主体に差を設けることの禁止という二十七年四月からの国の制度変更がある。

従来の「名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱」内では、「保育所の設置主体は、社会福祉法人とする。ただし、第三章に定める基準を満たす場合については、非営利の法人及び株式会社等を設置主体とすることができるとされている。

それが「平成二十六年度第一回貸貨物件を活用した保育所(本園)を整備・運営する法人の公募要項」では、応募資格を「社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、消費者生活共同組合、会社法第二条第一号に規定されている会社(株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)」に拡大。

名古屋市は二十六年六月に認可保育所の開設を目指す法人の募集を開始。応募総数は四二法人、うち株式会社は二〇社だったという。二十七年四月に開所する認可保育所二七カ所のうち九カ所が株式会社によるものとなった。

市の子ども青少年局によると、「認可については選定委員会を開